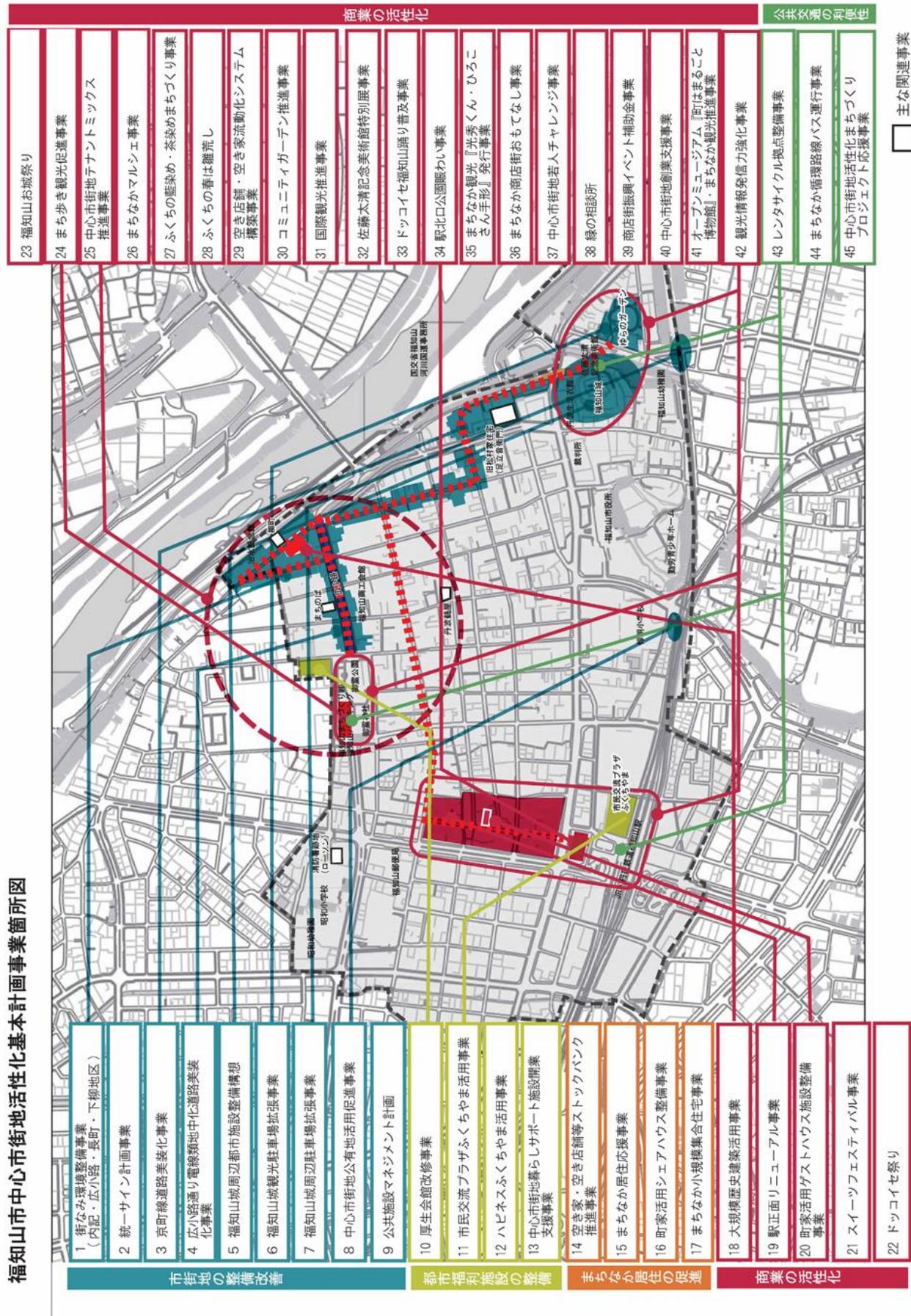


◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

福知山市中心市街地活性化基本計画事業実施箇所図



9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

当市における中心市街地活性化の推進体制については、担当課として農林商工部商工振興課を位置づけ、5名体制で政策の具体化に向けて協議している。庁内においては、商工振興課が窓口となり、企画課・まちづくり推進課・観光振興課・スポーツ振興課・農林管理課・農業振興課・土木課・建築課・都市計画課など、関係課と連携して事業計画の立案を行い、全庁的に広く政策の検討を進めてきた。また、適宜、経済産業省、国土交通省、京都府と協議を行い、幅広く政策の検討を進めてきた。

■福知山市中心市街地活性化基本計画に関する庁内会議

開催日	内容
26年5月12日	・第2期計画策定会議 第2期計画策定向けの事業の現況及び検討
26年5月23日	・第2期計画策定会議 方向性、スケジュールについての協議
26年6月3日	・経営戦略会議 中心市街地活性化計画、城周辺、観光施策等
26年7月30日	・財政に関する協議 第2期策定に向けての事業内容等
26年9月16日	・中心市街地活性化に係る理事者及び関係課協議 2期計画の骨格等について
26年10月3日	・庁内協議
26年10月9日	・中心市街地活性化に係る理事者及び関係課協議 2期計画の骨格等について
27年8月4日	・経営戦略会議 2期計画について（素案）
27年11月18日	・中心市街地活性化2期計画（素案）・庁内確認
27年12月21日	・中心市街地活性化2期計画（素案）に係る報告

■ 中心市街地活性化基本計画策定庁内部長会議構成員

職 名
市長公室長
危機管理監
地域振興部長
総務部長
財務部長
福祉保健部長
市民人権環境部長
農林商工部長
土木建設部長
議会事務局長
教育部長
消防長
上下水道部長
市民病院事務部長
健康推進室長
環境政策室長
人権推進室長
会計管理者
監査委員事務局長
教育委員会事務局理事

■ 中心市街地活性化基本計画策定市内連絡会議構成員

職 名
市長公室 企画課長
地域振興部 まちづくり推進課長
総務部 総務課長
財務部 契約監理課長
財務部 財政課長
福祉保健部 健康推進室
福祉保健部 高齢者福祉課長
福祉保健部 子育て支援課長
福祉保健部 社会福祉課長
市民人権環境部 生活交通課長
農林商工部 農林管理課長
農林商工部 農業振興課長
農林商工部 商工振興課長
地域振興部 観光振興課長
土木建設部 土木課長
土木建設部 都市計画課長
教育委員会事務局 教育総務課長
教育委員会事務局 生涯学習課長
消防本部 総務課長

■福知山市義会における中心市街地活性化に関する審議経過

福知山市議会における中心市街地活性化に関する審議又は討議の内容(主なもの)

開催日時	内 容
平成 23 年 6 月 6 月定例会	<p>(質問要旨)</p> <p>本年 3 月に策定された福知山市中心市街地活性化基本計画が内閣総理大臣の認定を受け、平成 23 年より平成 27 年までの 5 年間の間に大きな四つの主要プロジェクトが実行されていく。北近畿の中核都市の中心市街地として、基本計画の目指す目標は。</p> <p>(答弁要旨)＜市長＞</p> <p>この計画は、歴史と文化が育んだ豊かな暮らしと賑わい交流のまちづくりということを将来像に掲げ、三つの基本方針として、1 点目は人・もの・情報が集積した利便性の高い都市機能の強化ということ、2 点目は城下町ならではの地域資源を十分に活かしたまちなかの観光の促進、3 点目は安心・安全で誰にとっても暮らしやすい生活空間づくりに取り組みたいと思っている。活性化の目標としても、計画期間である平成 27 年度までに歩行者・自転車通行量を平成 22 年度の 10% 増加、また観光・文化施設の入館者数も 10% 増加していきたいと思っている。</p>
	<p>(質問要旨)</p> <p>「(仮称) 市民交流プラザふくちやま」事業は、先の市議選でも争点のひとつとなったが、本市の市街地活性化に欠かせぬ事業であると認識している。建設に伴う将来財政への影響等について、市民説明をどのように行うのか。</p> <p>(答弁要旨)＜市長＞</p> <p>この施設は福知山市全体の魅力を紹介する情報発信拠点でもあり、広場の玄関口にデジタルディスプレイでありますとかカタログブースなどを用意し、町中の情報をより皆さん方に知らせたいと思っている。市民交流プラザふくちやまというのは、平成 21 年度に市民検討会議を設置し、是か非から始まり、そういう経過の中で論議をしていただいた。そのほかにもパブリック・コメントや平成 23 年 2 月にその機能を絞り込んだ基本計画を策定して事業着手したところである。市民にはできるだけこの中長期的な視点に立って財源の確保の見通しや、交付税措置の状況などについて中長期的な財政見通しを毎年策定し、その都度、確認しながら公表を行いながら説明していきたいと思っている。</p>

<p>平成 25 年 6 月 6 月定例会</p>	<p>(質問要旨) 広小路リニューアル事業やテナントミックス事業、空き店舗対策事業について、現在までの成果や現在までの事業の進捗状況、その附属として道路改良事業など、本年度予定されている城下町福知山ならではの情緒と町並みのリニューアル事業についての進みぐあいをお聞かせいただきたい。</p> <p>(答弁要旨) <市長> 福知山市の中心市街地活性化基本計画は、現在までの2年間で、テナントミックス事業として広小路商店街においては4店舗が開業し、また、ゆらのガーデンでは7店舗が開業を迎えた。空き店舗を活用したチャレンジ事業としては、アオイ通り3丁目などまちなかの商店街において、物販店の2店、コミュニティ施設1カ所、計3店舗の活用があった。今年度も、広小路商店街においては、信用金庫跡を活用して、多目的ホールや古本屋等を併設したテナントミックス事業も計画されており、先頃、国の補助採択を受けたところである。町並みの環境整備事業として、福知山城周辺から広小路境界の福知山城下町東部地区において、城下町の歴史や風情が感じられるような町並みの統一が順次進められている。</p>
<p>平成 25 年 12 月 12 月定例会</p>	<p>(質問要旨) 市民交流プラザについて、教育のまちにふさわしく、まちの中心、顔である福知山駅周辺が中心市街地にぎわい創出に向けてどのように組み立てて相乗効果を出されるのかを伺いたい。</p> <p>(答弁要旨) <市長> 図書館や公民館などの生涯学習機能、京都ジョブパークやマザーズジョブカフェといったような就労支援機能を初めとし、ボランティアや文化活動などの皆さんの様々な活動を支援することで、まちと人、人と人をつなぐ交流の空間の創造を目指してきたところである。施設整備にあたっては、市内企業への経済波及効果に意を用いて、きめ細かな業務発注を進めてきており、一部の特殊設備を除き、総事業の約8割以上は市内の企業または市内企業を含む共同企業体に発注することができた。また、デザインの面でも、全国的にも注目すべき建築物として、高い評価も受けており、完成後は北近畿のゲートウェイであるという福知山市を象徴する施設として、市民の皆様はもちろんのこと、多く北近畿一円から、多くの皆さんに末長く愛され、利用される施設としたいと思っている。</p>
<p>平成 26 年 6 月 6 月定例会</p>	<p>(質問要旨) このほど、空き家対策特別措置法が全面施行をされている。非常に難しいテーマ、特効薬の難しい問題ではあるが、空き家対策、特に倒壊のおそれなどがある危険な空き家への対応についての本市の考え等をお尋ねしたい。</p>

	<p>(答弁要旨)＜市長＞</p> <p>法の施行により、所有者等の調査や立ち入り調査、また危険である特定空き家等について、除去や、修理、修繕というような指導、あるいはまた勧告、命令が可能となった。今後、福知山市の空き家対策を推進していく上で、大きなものであると考えている。空き家対策については、これまでは拠り所となる法令がなく、対応に苦慮していたが、この法の施行により調査や、あるいはまた指導に大きな権限が与えられるので、今後研究し福知山市における有効な方法を検討していきたいと考えている。</p>
<p>平成 27 年 12 月 12 月定例会</p>	<p>(質問要旨)</p> <p>中心市街地の評価として、歩行者通行量と観光・文化施設の入館者数があるが、状況はどのようなになっているか。</p> <p>(答弁要旨)＜市長＞</p> <p>「中心市街地の歩行者・自転車通行量」は、目標とする 4,200 人に対して、平成 27 年度は 3,532 人となっており、目標達成には至っていない。また、「中心市街地の観光・文化施設の入館者数」については、1 月から 12 月までの 1 年間の数値を指標としており、現時点において既に目標達成できている。</p> <p>(質問要旨)</p> <p>次期計画の策定状況は。また、国の認定を受ける方向でいるのか。</p> <p>(答弁要旨)＜市長＞</p> <p>次期計画の策定状況については、現計画期間における取り組みについての評価・分析を行なうことが求められている。国の認定を受けるということは、民間事業者が直接国からの支援を受けられるといった認定計画ならではの支援措置もあることから、できる限り切れ目がない取り組みが展開できるよう精力的に取り組んでいるところである。</p> <p>(質問要旨)</p> <p>認定を受ける場合、その効果判断としての目標指標はどうなるのか。</p> <p>(答弁要旨)＜市長＞</p> <p>次期計画の目標については、現計画と同様に「中心市街地の歩行者・自転車通行量」や「中心市街地の歴史文化・交流施設の入館者数」を設けるとともに、新たな指標として「新規店舗開業数」を設定している。現在、その考え方等について内閣府と鋭意調整を行っているところである。</p>

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 中心市街地活性化協議会

まちづくり三法見直しに伴う法改正に合わせて、商工会議所を中心に協議会設立準備を進め、平成19年1月に「福知山市中心市街地活性化協議会」を設立。協議会は、商業者、事業者をはじめ、まちづくり会社や地域自治会など多様な主体により構成され、年2回の全体会議を開催している。協議会の下部組織として定例会を設け、進捗の確認や具体的な事業内容の検討を毎月行っている。定例会では市の関係課も構成員となっており、商工振興課・都市計画課・土木課などが出席することでセクションを横断し、横串の議論ができるように、情報共有に努めている。また、4つのプロジェクトを設け、公民協働でプロジェクトを進める場合にはこれらのプロジェクト会議や個別テーマに絞った部会を設けて協議を進めている。



■全体会議活動状況（平成26年以降）

開催日	回	内容
平成26年10月24日	18回	2期計画の検討
平成27年8月7日	19回	

■定例会活動状況（平成26年以降）

開催日	回	内容（2期計画関連）
平成26年5月12日	40回	2期経過に向けた協議開始
平成26年6月23日	41回	策定スケジュールの協議
平成26年7月22日	42回	住民ニーズの調査アンケート
平成26年9月17日	43回	主要事業の検討
平成26年11月5日	44回	主要データ分析
平成26年12月9日	45回	策定スケジュールの協議
平成27年1月20日	46回	掲載事業検討
平成27年2月17日	47回	掲載事業検討
平成27年3月26日	48回	住民意向調査アンケートづくりの方針検討

平成 27 年 4 月 13 日	4 9 回	策定スケジュール、事業掘り起こし
平成 27 年 5 月 29 日	5 0 回	策定スケジュール、アンケート内容確認
平成 27 年 6 月 29 日	5 1 回	アンケート集計、対応事業検討
平成 27 年 7 月 23 日	5 2 回	アンケート集計、主要事業進捗確認
平成 27 年 9 月 7 日	5 3 回	主要事業進捗確認、素案協議
平成 27 年 10 月 15 日	5 4 回	事業進捗確認、素案協議
平成 27 年 11 月 16 日	5 5 回	事業進捗確認、意見書の提出

■福知山市中心市街地活性化協議会構成員

団体名	根拠法令	役職
福知山商工会議所	法第 15 条第 1 項関係(商工会議所)	会頭
福知山商工会議所	法第 15 条第 1 項関係(商工会議所)	副会頭
福知山商工会議所	法第 15 条第 1 項関係(商工会議所)	副会頭
福知山商工会議所	法第 15 条第 1 項関係(商工会議所)	専務理事
福知山商工会議所	法第 15 条第 1 項関係(商工会議所)	常務理事
福知山まちづくり株式会社	法第 15 条第 1 項関係(まちづくり会社)	代表取締役
福知山まちづくり株式会社	法第 15 条第 1 項関係(まちづくり会社)	常務取締役
福知山市	法第 15 条第 4 項関係(市町村)	農林商工部長
福知山市	法第 15 条第 4 項関係(市町村)	土木建設部長
学校法人 成美学園	法第 15 条第 4 項関係(大学)	理事長
(医) 医誠会京都ルネス病院	法第 15 条第 4 項関係(福祉・医療機関)	理事長
福知山商店街連盟	法第 15 条第 4 項関係(商店街)	会長
福知山商工会議所	法第 15 条第 4 項関係(建設業)	国道整備促進特別委員会委員長
福知山商工会議所	法第 15 条第 4 項関係(小売業)	小売商業部会委員長
福知山商工会議所	法第 15 条第 4 項関係(小売業)	まちづくり特別委員会委員長
福知山商工会議所	法第 15 条第 4 項関係(卸業)	卸商業部会長
福知山商工会議所	法第 15 条第 4 項関係(サービス業)	サービス産業部会長
福知山商工会議所	法第 15 条第 4 項関係(女性経営者)	女性会会長
(株)京都銀行	法第 15 条第 4 項関係(金融)	福知山支店長
京都北都信用金庫	法第 15 条第 4 項関係(金融)	福知山支店長
J R 西日本	法第 15 条第 4 項関係(交通)	福知山支社長
京都交通(株)	法第 15 条第 4 項関係(交通)	福知山営業所長
北京都スーパーマーケット協会	法第 15 条第 4 項関係(大型 S C)	会長
惇明自治会会長	法第 15 条第 4 項関係(自治会)	副会長
昭和自治会会長	法第 15 条第 4 項関係(自治会)	会長
福知山市連合婦人会	法第 15 条第 4 項関係(消費者)	会長
レインボーネットワーク	法第 15 条第 4 項関係(消費者)	事務局
タウンマネージャー	法第 15 条第 4 項関係(学識経験者)	大学教授

福商議発第 129 号

平成 28 年 1 月 18 日

福知山市長 松山 正治 様

福知山市中心市街地活性化協議会

会長 谷村 紘一



「福知山市中心市街地活性化基本計画(案)」に関する意見書

平成 28 年 1 月 13 日付、商工発第 692 号で福知山市より意見照会がありました
福知山市中心市街地活性化基本計画(案)については、平成 28 年 1 月 18 日に開催した
「福知山市中心市街地活性化協議会」において審議を行い、概ね妥当であるとの結論
にいたりました。

今後とも活性化に向けた様々な事業について、より効果的に具現化されるよう積極
的な公的支援を要望します。

(2) 協議会規約

福知山市中心市街地活性化協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「福知山市中心市街地活性化協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を京都府福知山市字中ノ27に置く。

(目的)

第3条 協議会は、福知山市が策定する中心市街地活性化基本計画及び認定基本計画、並びにその実施、及びその他中心市街地活性化に関連する必要な事項を多様な視点から協議し、中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 福知山市が策定する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- (2) 福知山市中心市街地の活性化に関する委員相互の意見交換
- (3) 中心市街地活性化のための勉強会、研修会及び情報交換
- (4) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化に寄与する活動の企画及び実施

(委員)

第5条 協議会は、次に掲げるものをもって組織する。

- (1) 中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下「法」という。)第15条第1項の規程に該当するもの
- (2) 法第15条第4項の規定に該当するもの
- (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会において必要があると認めるもの

2 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(オブザーバー)

第6条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーの出席を求めることができる。

(役員)

第7条 協議会に、会長、副会長を置き、委員の中から選任する。

- 2 会長は、福知山商工会議所会頭をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会全体会議は、年1回以上開催し、各構成員の事業報告及び各種補助金活用に関する協議を行うとともに、規約の改正、会長及び副会長の選出その他会議等で必要と認める事項を審議する。

- 2 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

(定例会)

第9条 協議会は定例会を置くことができる。定例会の構成員は会長が協議会委員又は委員が所属する団体から任命し、協議会の活動方針と活動計画を協議するとともに各構成員の事業活動報告を受け情報共有及び事業の調整等を行う。

- 2 定例会は、座長が招集し、座長は互選により決める。
- 3 定例会は、その下にプロジェクト会議を設置し、開催することができる。

(学識経験者・タウンマネージャー)

第10条 協議会は、第3条に掲げる目的達成のため又は協議会における活動を円滑に進めるため、まちづくりについて専門的知見を有する学識経験者・タウンマネージャーを設置することができる。

- 2 学識経験者・タウンマネージャーは会長が任命する。
- 3 学識経験者・タウンマネージャーの任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 学識経験者・タウンマネージャーは協議会委員および定例会構成員とする。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、福知山商工会議所に事務局を置く。

(経費)

第12条 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより、負担金及び補助金その他の収入をもって充てる。

(協議会の監査)

第13条 協議会の出納を監査するため、監事2人を置く。

- 2 監事は、会長が推薦し、協議会の同意を得て選任する。
- 3 監事は、第1項に規定する監査を行ったときは、その結果を協議会に報告しなければならない。

(会計年度)

第14条 協議会の会計は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(規約の改正)

第16条 この規約は、必要に応じて協議会において改正することができるものとする。

(解散)

第17条 協議会の議決に基づいて解散する場合は、委員の4分の3以上の同意を得なければならない。

附則

- 1 この規約は、平成19年1月19日から施行する。
- 2 平成19年1月19日就任の委員の任期は、第5条2号の規程にかかわらず、平成19年3月31日までとする。
- 3 この規約は、一部改正し、平成22年7月28日から施行する。

(3) 広小路リニューアル部会

広小路商店街において、テナントミックス事業や電線類地中化の事業等、外観修景も含め協議し、将来の街なみのあり方等について関係者で検討を行なっていく。

■活動状況（平成26年以降）

開催日	回	内容
平成26年4月9日	32回	外観修景、ソフト事業について
平成26年5月12日	33回	テナントミックス事業推進、マルシェについて
平成26年6月23日	34回	道路部会の検討、テナントミックス事業推進
平成26年7月22日	35回	まちづくりアンケート結果 今後のイベント
平成26年9月17日	36回	テナントミックス事業推進
平成26年11月5日	37回	商店街まちづくり事業調査まとめ、ソフト事業
平成27年1月20日	38回	道路部会の検討、テナントミックス事業推進
平成27年2月17日	39回	道路部会の検討、テナントミックス事業推進
平成27年3月26日	40回	道路部会の検討、テナントミックス事業推進
平成27年5月29日	41回	道路部会の検討、テナントミックス事業推進
平成27年6月29日	42回	道路部会の検討、テナントミックス事業推進
平成27年7月23日	43回	道路部会の検討
平成27年10月9日	44回	道路部会の検討
平成27年11月11日	45回	道路部会の検討、今後のイベント

■広小路リニューアル部会構成員

団体名	備考
広小路商店街	理事長他商店街会員
福知山まちづくり株式会社	—
タウンマネージャー	大学教授
商工会議所	—
福知山市土木課	—
福知山市都市計画課	—
福知山市商工振興課	—

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(1) 市民団体や民間事業者等の取組の状況

市では、市民の市政への参画や、協働型社会を実現するための仕組みとして『自治基本条例（素案）』や、『新たな地域運営のあり方』等について検討し、市民協働によるまちづくりの土台を築くため、平成23年度より福知山市市民協働推進会議を設置し委員による会議を開催している。そのなかで中心市街地の市民の意見もとりまとめながら、市民全体で市民協働によるまちづくりを進めている。市民協働の現況としては、ガーデニングサークル「ゆらら」によるコミュニティガーデン活動、各実行委員会によるミニSLフェスタや商店街による広小路マルシェのイベントなど積極的に行われ、そのほかにも民間事業者主催の福知山駅北口広場での子供向けのイベントや商工会議所青年部や青年会議所による婚活イベントについても中心市街地の賑わいづくりとしてのイベントとなっている。

(2) 市民意見調査

平成27年5月中旬から7月上旬にかけて、中心市街地区域内の20歳以上の住民500人に対して行なったアンケート調査において、これまでの取り組みについての評価を確かめるとともに、活性化・まちづくりについての今後の意向を把握した。

(1. [2] (4) 参照：p24～32)

(3) 城下町の景観づくり

本市が進める街なみ環境整備事業において、まちづくり協定（ガイドライン）に則った外観修景についての支援を行っている。その中で福知山市中心市街地活性化協議会の下に組織されている町並み・町家プロジェクト会議の中で、地元自治会と行政、専門家などが共に協定運営委員会を組織し、まちづくり協定に基づいて街なみ形成に寄与しているかどうかの協議を行っている。